

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(二件)……………一
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 都市計画事業の認可……………二
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………二
- ………(都市整備局市街地建築物部建築企画課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………三
- ………(環境局総務部環境政策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………六
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 東京都練馬障害者支援ホームの運営事業者の公募……………七
- ………(福祉保健局障害者施策推進部居住支援課)……………七
- 東京都八王子自立ホームの運営事業者の公募……………七
- ………(同)……………七
- 東京都視覚障害者生活支援センターの運営事業者の公募……………八
- ………(同)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二)

告示

件)……………(同)……………九

●東京都告示第千五百二十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十月十九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 豊島区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年十一月十九日から平成二十八年一月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関

の名称

●東京都告示第千五百二十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十月十九日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 千代田区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年十二月一日から平成二十八年一月二十五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関 の名称

●東京都告示第千五百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画緑地事業を認可したので、

●東京都告示第千五百二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十九日

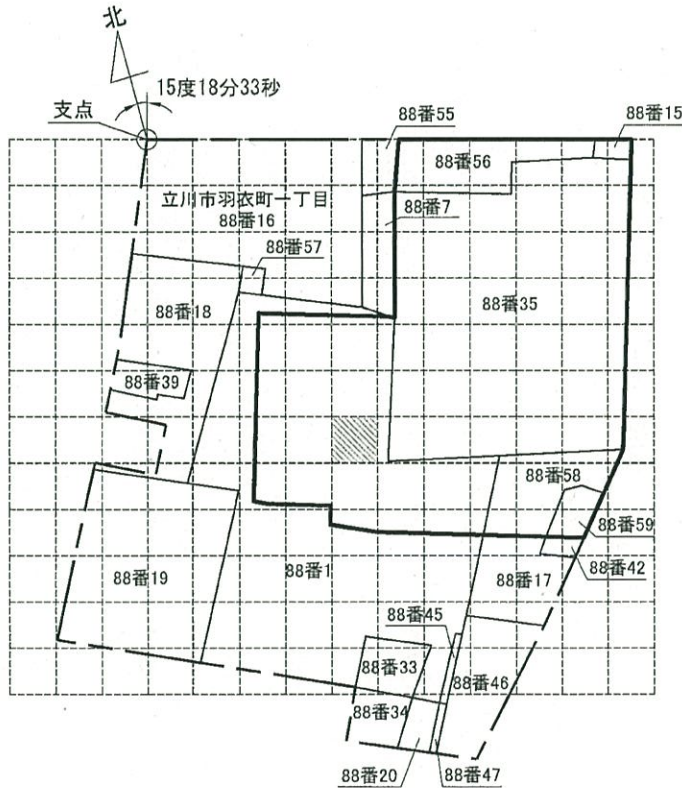
東京都知事 舩 添 要 一

一 要措置区域 別図のとおり(立川市羽衣町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



- 凡 例
- 単位区画
 - 筆境界
 - - - 敷地境界
 - 調査対象地
 - 要措置区域

支 点
支点は、立川市羽衣町一丁目88番16の最北端とする。

格子の回転角度(15度18分33秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。